

## 非常用自家発電設備機器仕様書

本工事は、非常用自家発電設備（以下、非発とする）の導入及び停電時の給湯機能等に用いる非発の廃熱利用設備の設置及び附帯する設備の設置を目的とする。

## 1. 概要

- ・基本工事は日中作業とする。
- ・停電や断水を伴う特別工事については事前に協議を行い、施設の運営に支障をきたさないように実施する。
- ・同時期に予定されている「空調・給湯設備更新工事」の施工業者と、連携をとりながら工事を完了させることとする。
- ・本工事は「令和3年度 地域介護・福祉空間設備等施設整備交付金」の採択を受けて実施するため、工事完了後の実績報告業務等に協力することとする。
- ・機器、仕様及び接続負荷詳細は参加資格確認結果通知に合わせ通知する平面図等資料を参照とする。

## 2. 機器

## (1) 新設機器：非発

マイクロコージェネレーション
台数：6台
図面記載記号：EG-1
内訳：都市ガス13A、3相200V、停電対応機能を有する 単体発電能力：連係35kW、自立35kVA ※下記オプション品を見込むこと 防振架台、自立ユニット、自立ユニット架台、システムコントローラ、 遠隔監視アダプター、排熱利用設備（熱交換器及び循環ポンプ）

室外用キュービクル
台数：1台
図面記載記号：—
内訳：スコットトランス100kVA

## (2) 附帯機器：排熱利用設備（停電時の給湯機能等に用いる）

予熱槽
台数：1台
図面記載記号：ST-2
内訳：間接加熱型(立形) SUS444 屋外設置 容量4,000L、熱交換能力303kW

排熱回収ポンプ（排熱利用給湯回路）	
台	数：1台
図面記載記号：HP-1	
内	訳：流量 435L/min、機外揚程 400kPa

排熱回収ポンプ（排熱利用暖房回路）	
台	数：1台
図面記載記号：HWP-4	
内	訳：流量 620L/min、機外揚程 200kPa

HEX-1 プレート熱交換器（排熱利用暖房回路）	
台	数：1台
図面記載記号：HWP-4	
内	訳：交換熱量 303kW

### 3. 仕様

#### (1) 新規機器：非発

##### ① 機器設置工事

上記機器の設置にあたり、下記項目についてメーカー施工要領に従い施工を行うものとする。

- ・据付スペースを設ける。
- ・防振架台に設置する。
- ・外部排熱配管を敷設する。
- ・燃料ガス配管を敷設する。

##### ② 配管工事

既存の給湯配管、空調配管と接続して非常用発電機の排熱利用ができるものとする。

##### ③ 電気工事

- ・商用電源と低圧連携可能なものとする。
- ・「電気設備の技術基準の解釈」及び「電力品質確保に関わる系統連系技術要件ガイドライン」に基づき、各種の保護継電器を設置する。保護継電器の要否については電力会社との協議により決定する。
- ・停電時には自立運転を行い、BCPの観点から予め選定された負荷に接続して、電源供給を行えるものとする。

##### ④ ガス設備工事

- ・ガスメーターは新設非常用発電機の系統に単独で設けるものとする。
- ・上記新設機器に必要なガス配管を敷設するものとする。

##### ⑤ 附帯設備工事

- ・機器新設工事に伴う関連工事の一式を行うものとする。
- ・中央監視は既存の設備に接続し、管理運用が可能であるものとする。
- ・各階CP盤内に設置している通信コントローラは既設利用とする。

(2) 附帯機器：排熱利用設備（停電時の給湯機能等に用いる）

① 機器設置工事

- ・排熱利用設備について対象機器の新設工事を行うものとする。

② 配管工事

- ・配管は指定範囲について設置を行い、それ以外の箇所については既存配管を流用するものとする。

③ 電気工事

- ・電気配線は指定範囲について設置を行い、それ以外の箇所については既存配管を流用するものとする。
- ・既存のケーブルラックの使用については事前に協議を行うものとする。

④ 附帯設備工事

- ・機器設置工事に伴う関連工事の一式を行うものとする。

4. 工程上の注意事項

- ・行政機関等関係各所への届出等、当該設備工事に係る必要手続きを遅滞なく行うものとする。
- ・施設運営に支障をきたさないように工程を計画し、発注者の承認を得た後に工事に着手する。
- ・施設利用者に配慮した工程を計画する。
- ・揚重作業に際しては請負業者にて、事前に発注者の承認を得た方法で近隣に周知する。
- ・歩行者、車両の通行する付近での工事の際には安全確保の為に誘導員を配置する。
- ・苦情、自己の処理は請負者が責任を持って対処する。
- ・現場は常に清潔を保ち、材料等は散らかさないように配慮する。
- ・屋上に仮置きする資材等が風で飛ばされないように対策を講じることとする。
- ・火気設備等を使用する際には施設担当者に事前の了解を得て、火災防止対策を準備したうえで作業を行う。
- ・作業終了時には、現場及び現場周辺の整理整頓清掃を行うこととする。
- ・工事に際しては労働基準法及び関係法令を遵守する。
- ・個人情報を含めた情報の漏えい防止に対して万全を期す。
- ・工事に使用する用水、電力については必要最小限の使用となるように努力する。
- ・当該設備工事に係る機器のメンテナンスに携わる業者の選定については、業者の技術力及び経済合理性等を重視し、発注者に協力するものとする。
- ・その他、上記記載の無い事項については都度協議により決定するものとする。

以 上